

各ごみ共通：ごみは収集日**当日朝8時まで**に指定の場所に出してください。

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 燃やせない ごみ	2 燃やせる ごみ	3	4 ダンボール 紙パック その他の紙
5	6 燃やせる ごみ	7	8 大型(粗大) ごみ	9 燃やせる ごみ	10	11 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
12	13 燃やせる ごみ	14	15 燃やせない ごみ	16 燃やせる ごみ	17	18 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
19	20 燃やせる ごみ	21	22	23 燃やせる ごみ	24	25 缶・ビン ペットボトル
26	27 燃やせる ごみ	28	29	30 燃やせる ごみ	31	1

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 ダンボール 紙パック その他の紙
2	3 燃やせる ごみ	4	5 燃やせない ごみ	6 燃やせる ごみ	7	8 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
9	10 燃やせる ごみ	11	12 大型(粗大) ごみ	13 燃やせる ごみ	14	15 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
16	17 燃やせる ごみ	18	19 燃やせない ごみ	20 燃やせる ごみ	21	22 缶・ビン ペットボトル
23/30	24 燃やせる ごみ	25	26	27 燃やせる ごみ	28	29

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
30	1 燃やせる ごみ	2	3 燃やせない ごみ	4 燃やせる ごみ	5	6 ダンボール 紙パック その他の紙
7	8 燃やせる ごみ	9	10 大型(粗大) ごみ	11 燃やせる ごみ	12	13 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
14	15 燃やせる ごみ	16	17 燃やせない ごみ	18 燃やせる ごみ	19	20 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
21	22 燃やせる ごみ	23	24	25 燃やせる ごみ	26	27 缶・ビン ペットボトル
28	29 燃やせる ごみ	30	31 収集休み	1	2	3

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 収集休み	2 収集休み	3 収集休み
4	5 燃やせる ごみ	6	7 燃やせない ごみ	8 燃やせる ごみ	9	10 ダンボール 紙パック その他の紙
11	12 燃やせる ごみ	13	14 大型(粗大) ごみ	15 燃やせる ごみ	16	17 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
18	19 燃やせる ごみ	20	21 燃やせない ごみ	22 燃やせる ごみ	23	24 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
25	26 燃やせる ごみ	27	28	29 燃やせる ごみ	30	31 缶・ビン ペットボトル

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃やせる ごみ	3	4 燃やせない ごみ	5 燃やせる ごみ	6	7 ダンボール 紙パック その他の紙
8	9 燃やせる ごみ	10	11 大型(粗大) ごみ	12 燃やせる ごみ	13	14 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
15	16 燃やせる ごみ	17	18 燃やせない ごみ	19 燃やせる ごみ	20	21 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
22	23 燃やせる ごみ	24	25	26 燃やせる ごみ	27	28 缶・ビン ペットボトル

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃やせる ごみ	3	4 燃やせない ごみ	5 燃やせる ごみ	6	7 ダンボール 紙パック その他の紙
8	9 燃やせる ごみ	10	11 大型(粗大) ごみ	12 燃やせる ごみ	13	14 缶・ビン ペットボトル 危険ごみ
15	16 燃やせる ごみ	17	18 燃やせない ごみ	19 燃やせる ごみ	20	21 ダンボール 新聞 雑誌・雑紙
22	23 燃やせる ごみ	24	25	26 燃やせる ごみ	27	28 缶・ビン ペットボトル
29	30 燃やせる ごみ	31	1	2	3	4

町で収集しないごみ

ごみの不法投棄は法律で禁じられています。絶対にやめましょう。

- ・危険物、有害物（エンジンオイル、プロパンガス、消火器など）
- ・農業資材（農薬、農業用ビニール、肥料など）
- ・建築廃材（トタン、タイル、便器、パイプ、流し台など）
- ・その他収集しないもの（車の部品、ドラム缶、コンクリートブロックなど）
- ・テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫
- ・バイク、電気アシスト自転車、パソコン ※品目については、町ホームページの分別一覧をご覧ください。

■お問い合わせ先（平日 8:15～17:00）

大鰐町 住民生活課 生活環境係
電話48-2111(代表) 又は55-6563(直通)